一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程

（昭和４８年５月４日規程第５号）

改正　昭和４８年９月２９日規程第９号　改正　昭和５０年４月１日規程第３号
改正　昭和５０年１２月２５日規程第５号　改正　昭和５１年１２月２４日規程第２号
改正　昭和５２年１２月２７日規程第３号　改正　昭和５３年３月２７日規程第１号
改正　昭和５３年１２月２７日規程第３号　改正　昭和５４年１２月２７日規程第５号
改正　昭和５５年１２月２５日規程第２号　改正　昭和５６年１２月２６日規程第５号
改正　昭和５７年６月１日規程第６号　改正　昭和５８年１２月２７日規程第１０号
改正　昭和５９年５月２５日規程第１０号　改正　昭和５９年１２月２７日規程第６号
改正　昭和６０年２月１９日規程第５号　改正　昭和６０年１２月２６日規程第６号
改正　昭和６１年１２月２５日規程第２号　改正　昭和６２年１２月２５日規程第１号
改正　昭和６３年１２月２７日規程第１号　改正　平成元年１２月２６日規程第１号
改正　平成２年１２月２６日規程第１号　改正　平成３年３月２６日規程第４号
改正　平成３年１２月２５日規程第７号　改正　平成４年１２月２４日規程第４号
改正　平成５年１２月２４日規程第７号　改正　平成６年３月２５日規程第５号
改正　平成６年１２月２５日規程第７号　改正　平成７年３月２８日規程第２号
改正　平成７年１２月２５日規程第３号　改正　平成８年３月２６日規程第２号
改正　平成８年１２月１９日規程第３号　改正　平成９年３月２５日規程第５号
改正　平成９年１２月１９日規程第１３号　改正　平成１０年１２月２２日規程第３号
改正　平成１１年３月３０日規程第３号　改正　平成１１年１２月２１日規程第４号
改正　平成１２年１２月１９日規程第３号　改正　平成１３年１２月１８日規程第２０号
改正　平成１４年３月２６日規程第４号　改正　平成１４年１２月２５日規程第１０号
改正　平成１５年３月２４日規程第５号　改正　平成１５年１１月１４日規程第６号
改正　平成１５年１１月１４日規程第６号　改正　平成１７年１１月２５日規程第１号
改正　平成１８年３月２８日規程第５号　改正　平成１９年３月２７日規程第４号
改正　平成１９年１２月１９日規程第７号　改正　平成２０年３月２６日規程第１号
改正　平成２１年３月２７日規程第３号　改正　平成２１年５月２６日規程第４号
改正　平成２１年１１月２７日規程第５号　改正　平成２２年３月２９日規程第１号
改正　平成２２年１１月２６日規程第３号　改正　平成２３年３月２８日規程第１号
改正　平成２３年１２月２０日規程第２号　改正　平成２５年３月２８日規程第１号
改正　平成２６年１２月１７日規程第１号　改正　平成２８年３月１６日規程第１号
改正　平成２９年３月２８日規程第１号　改正　平成２９年５月１２日規程第５号
改正　平成３０年３月２８日規程第３号　改正　平成３０年１２月１８日規程第４号
改正　平成３１年３月２７日規程第２号　改正　令和元年１２月２４日規程第３号
改正　令和２年１１月３０日規程第２号　改正　令和４年５月３１日規程第１号

（目的）

第１条　この規程は、一般財団法人土浦市産業文化事業団の職員（以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）市職員給与条例　土浦市職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第２２号）

（２）市職員給与規則　土浦市職員の給与に関する規則（昭和３４年規則第４号）

（給与の種類）

第３条　職員に支給する給与は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、職務手当及び退職手当とする。

（給与の支払）

第４条　給与は、現金をもって直接職員に支払うものとする。ただし、職員から口座振替払を希望する申し出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

（給料）

第５条　給料は正規の勤務時間による報酬であって、この規程に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、職務手当及び退職手当を除いたものとする。

２　給料は月額とする。

（給料表）

第６条　給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ給料表の定めるところによる。

（１）事務職給料表（別表第１）

（２）技能職給料表（別表第２）

（職務の級）

第７条　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第３のとおりとし、これらの表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で土浦市の例により理事長が定めるものは、それぞれの職務の級に分類されたものとする。

（初任給・昇格・昇給等の基準）

第８条　新たに採用する職員の給料月額は､前条の規定により決定された職務の級のうち、その者の資格に応じて別表第４に掲げる基準により決定するものとする。ただし、この基準による初任給により難い場合は、その者の学歴経歴、技能、職務の内容及び他の職員との均衡を勘案して理事長が定めることができる。

２　職員が１の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は１の職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における職務の級及び給料月額の決定の基準は理事長が別に定める。

３　職員の昇給は、毎年４月１日に、同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

４　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を２号給（５５歳を超える職員及び事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級７級であるものにあっては、１号給）とすることを標準として土浦市職員の例により決定するものとする。

５　職員の昇給は、その所属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
６　職員の昇給は、予算の範囲内で行われなければならない。
７　第３項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、土浦市職員の例による。

（給料の支給）

第９条　給料は、月の１日から末日までを計算期間とし、毎月２１日（その日が休日に当たるときは、その前日）に支給する。
２　新たに職員となった者は、その日から給料を支給し、昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
３　職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
４　職員が死亡したときは、その日まで給料を支給する。
５　第２項又は第３項により、給料を支給する場合であって、その月の１日から支給するとき以外のとき、又はその末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務を要しない日数（祝日、年末年始を除く）を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

（手当の支給）

第１０条　この規程に別段の定めのあるものを除き、手当の支給日は、次のとおりとする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支給する。
（１）管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び通勤手当については、当該給与の一の給与期間の分について、その月の２１日
（２）時間外勤務手当、宿日直手当及び職務手当については、当該給与の一の給与期間の分について、その月の翌月の２１日

（管理職手当）

第１１条　管理職手当は、一般財団法人土浦市産業文化事業団事務局組織規程第７条に定める参事、事務局長、事務局次長、係長及び主査並びに同規程第８条に定める所長、所長補佐、係長及び主査に対し、理事長が定める基準に従い支給する。
２　前項の規定による管理職手当の月額は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の１００分の２５を超えてはならない。

（扶養手当）

第１２条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者のうち第３項に該当しないもので、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているもので、第５項の規定により理事長の承認を受けたものをいう。
（１）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
（２）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子
（３）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫
（４）満６０歳以上の父母及び祖父母
（５）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹
（６）重度心身障害者
３　前項に該当しない者の範囲は、次のとおりとする。
（１）他の事業所から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
（２）その者の勤務所得、資産所得、事業所得の合計が年額１，３００，０００円程度以上である者
（３）重度心身障害者の場合は、前２号によるほか終身労務に服することができない程度でない者

４　扶養手当の月額は、第２項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については１人につき６，５００円（事務職給料表の適用を受けている職員でその職務の級が７級である職員（以下「事務職７級職員」という。）にあっては、３，５００円）、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０，０００円とする。

５　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

６　新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、直ちにその旨を理事長に届け出てその認定を受けなければならない。

（１）新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

（２）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

７　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは､その届出が受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その属する月)から行うものとする。

８　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（１）扶養手当を受けている職員に更に第６項第１号に掲げる事実が生じた場合

（２）扶養手当を受けている職員の扶養親族で第６項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

（３）扶養親族たる配偶者、父母等で第６項の規定による届出に係るものがある事務職７級職員が事務職７級職員以外の職員となった場合

（４）扶養親族たる配偶者、父母等で第６項に規定による届出に係るものがある職員で事務職７級職員以外のものが事務職７級職員となった場合

（５）職員の扶養親族たる子で第６項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間である子となった場合

９　前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し、必要な事項は土浦市職員の例による。

（地域手当）

第１２条の２　地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、地域における物価等を考慮して、すべての職員に支給する。
２　地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に１００分の１０を超えない範囲内の額とし、その額は、理事長が定める。
（通勤手当）
第１３条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。
（１）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（職員の住居から勤務個所までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。）が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）
（２）通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
（３）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）
２　前項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し、必要な事項は土浦市職員の例により支給する。
（住居手当）
第１４条　住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（一般財団法人土浦市産業文化事業団職員就業規則（平成１４年規則第１号）が適用されない職員は除く。）に支給する。
２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（そ額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。
（１）月額２７，０００円以下の家賃を支払っている職員
　家賃の月額から１６，０００円を控除した額
（２）月額２７、０００円を超える家賃を支払っている職員
　家賃の月額から２７，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１７，０００円を超えるときは、１７，０００円）を１１，０００円に加算した額
３　前２項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、土浦市職員の例による。
（時間外勤務手当）
第１５条　正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対し、勤務時間１時間につき、第１６条に規定する勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間にある場合は、そ

の割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（１）正規の勤務時間が割り振られた日における勤務

（２）前号に掲げる勤務以外の勤務

（勤務時間１時間当たりの給与額の算出）

第１６条　前条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を１週間の勤務時間に５２を乗じたものから職員就業規則第６条に規定する休日に係る勤務時間を考慮して理事長が土浦市の例によりさだめる時間を減じたもので除して得た額とする。

（特定職員の適用除外）

第１７条　第１５条の規定による時間外勤務手当は、第１１条に規定する管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

（宿日直手当）

第１８条　削除

（管理職員特別勤務手当）

第１８条の２　第１１条の規定で指定する職を占める職員（以下この条において「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の職務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

２　前項に規定する場合のほか、特定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の職務の運営の必要により休日以外の日の午前０時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）第１項に規定する場合　同項の勤務１回につき、特別管理職員にあっては別表第７に規定する額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事した時間が６時間を超える場合にあっては、同表に規定する額のそれぞれの額に１００分の１５０を乗じて得た額とする。

（２）前項に規定する場合　同項の勤務１回につき、６，０００円を超えない範囲内において理事長が土浦市の例により定める額とする。

４　前３項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給については、土浦市職員の給与の取扱いに準じて、理事長が定める。

（職務手当）

第１９条　職務手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額、その他の支給に関し必要な事項は理事長が定める。

２　前項の職務手当の支給基準については理事長が定める。

（期末手当）

第２０条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条から第２０条の３までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、６月３０日及び１２月１０日（次条及び第２０条の３においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２０（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級であるもの（第２０条の４第２項において「特定幹部職員」という。）にあっては１００分の１００）を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の

期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（１）６箇月　１００分の１００

（２）５箇月以上６箇月未満　１００分の８０

（３）３箇月以上５箇月未満　１００分の６０

（４）３箇月未満　１００分の３０

３　前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

４　事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が２級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに別表第６で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して職員の区分に応じて１００分の１５を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。

第２０条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第３号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

（１）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の人事及び勤務並びに服務に関する規程（昭和４８年規程第４号）第１０条の規定により解雇の処分を受けた職員

（２）基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

（３）次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第２０条の３　理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（１）退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続きによるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

（２）退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するにいたった場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

２　理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（１）一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
（２）一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
（３）一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合
３　前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
４　前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
（勤勉手当）
第２０条の４　勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、６月３０日及び１２月１０日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別表第５で定める基準に従って定める割合及び別に定める成績率を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の９５（特定幹部職員にあっては、１００分の１１５）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
４　第２０条第４項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第２０条の４第３項」と、「同項に規定する合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。
５　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第２０条の２中「前条第１項」とあるのは「第２０条の４第１項」と、同条第１項中「基準日から」とあるのは「基準日（第２０条の４第１項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する６月３０日及び１２月１０日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。
（期末手当及び勤勉手当の支給を受ける職員）
第２０条の５　期末手当及び勤勉手当は、基準日に在職する職員のうち、次の各号に掲げる職員以外の者に支給する。ただし、理事長が土浦市職員の例に準じ特に支給の必要を認めたときは、この限りでない。
（１）私傷病による休職中の職員
（２）刑事事件に関し起訴されていることにより休職中の職員
（休職者の給与）
第２１条　職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

２　職員が私傷病にかかり、休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ１００分の８０を支給することができる。
３　職員が刑事事件に起訴されたことにより休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当のそれぞれ１００分の６０以内を支給することができる。
４　休職にされた職員には､前３項及び第２０条の５ただし書に規定する給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

（給与の減額）

第２２条　職員が勤務しないときは、その勤務しないときにつき理事長の承認のあった場合を除くほか、その勤務しない１時間につき第１６条に規定する勤務時間１時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（退職手当）

第２３条　退職手当は、一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の退職手当に関する規程(平成１４年規程第１１号)により支給するものとする。

（適用除外）

第２４条　一般財団法人土浦市産業文化事業団職員就業規則（平成１４年規則第１号）が適用される職員（以下この条において「一般職員」という。）以外の職員については、一般職員の給与との均衡を考慮し、第３条から前条までの規定にかかわらず予算の範囲内で理事長の定めるところにより、給与を支給する。

（その他）

第２５条　この規程に定めるもののほか、職員の給与の支給に関し必要な事項は、土浦市職員の給与の取扱いに準じて、理事長が定める。

付　則

１　この規程は、昭和４８年５月４日から施行し、昭和４８年４月１２日から適用する。
２　昭和５３年１２月の期末手当の額に土浦市産業文化事業団職員給与規程等の一部を改正する規程（昭和５３年土浦市産業文化事業団規程第２号、以下この項において「改正規程」という。
）付則第５項の規定による差額を加算された職員の昭和５４年３月の期末手当の額は、改正後の第２０条第２項の規定にかかわらず､同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から改正規程付則第５項の規定により加算された当該差額を減じた額とする。
３　平成２１年６月に支給する期末手当に関する第２０条第２項の規定の適用についは、同項中「６月に支給する場合においては１００分の１４０」とあるのは「６月に支給する場合においては１００分の１２５」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１１０」とする。
４　平成２１年６月に支給する勤勉手当に関する第２０条の４第２項の規定の適用については、同項中「１００分の７５」とあるのは「１００分の７０」と、「１００分の９５」とあるのは「１００分の８５」とする。

（平成２３年１２月に支給する給料に関する特例措置）

５　平成２３年１２月に支給する給料の額は、第５条から第８条まで第９条第１項若しくは同条第５項、第２１条第１項から第３項まで若しくは第２２条並びに別表第１及び別表第２の規定にかかわらず、これらの規定により算定される給料の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」

という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、給料は支給しない。

（１）平成２３年４月１日（同月２日から同年１２月３１日までの間に職員（財団法人土浦市産業文化事業団職員就業規則（平成１４年規則第１号））が適用される職員（以下この項において同じ。））以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の一部を改正する規程（平成１８年３月２８日規程第５号）付則第８項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成２３年４月１日に減額改定対象職員であった者で採用の事情を考慮して理事長が土浦市の例により定めるものを除く。）にあっては、その減額対象職員となった日(当該日が２以上あるときは､当該日の内理事長が土浦市の例により定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料（給料の調整額を含む。）、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額の合計額に１００分の０．３７を乗じて得た額に、９（同年４月１日から同年１２月３１日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が土浦市の例により定める期間がある職員にあっては、９から当該期間を考慮して理事長が土浦市の例により定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号級
事務職給料表	１級	１号給から９３号級まで
	２級	１号給から７６号級まで
	３級	１号給から６０号級まで
	４級	１号給から４４号級まで
	５級	１号給から３６号級まで
	６級	１号給から２８号級まで
	７級	１号給から１６号級まで
技能労務職給料表	１級	１号給から１２１号級まで
	２級	１号給から８４号級まで
	３級	１号給から７６号級まで
	４級	１号給から４８号級まで
	５級	１号給から３２号級まで

（２）平成２３年６月１日及び同年１２月１日において減額改定対象職であった者（採用の事情を考慮して理事長が土浦市の例により定めるものを除く。）に同年６月及び１２月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．３７を乗じて得た額

（理事長への委任）

６　前項に定めるものの他この規程の施行に伴う平成２３年１２月に支給する給料に関する特例措置に関し必要な事項は、土浦市の例により理事長が定める。

付　則（昭和４８年９月２９日規程第９号）

この規程は、昭和４８年９月２９日から施行する。

付　則（昭和５０年４月１日規程第３号）

（施行期日等）

１　この規程は、昭和５０年４月１日から施行し、昭和４９年４月１日（以下「切替日」という。）から適用する。ただし、改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第１８条第２項及び第２０条第２項の規定は、昭和４９年９月１日から適用する。

（給与の内払）

２　改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程に基づいて切替日からこの規程施行の日までに職員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

（委任）

３　この規程の施行に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

付　則（昭和５０年１２月２５日規程第５号）

（施行期日等）

１　この規程は、昭和５０年１２月２５日から施行し、昭和５０年４月１日（以下「切替日」という。）から適用する。

（住居手当に関する経過措置）

２　切替期間において、改正前の規程第１４条の規定により住居手当を支給されていた期間のうち改正後の規程第１４条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第１４条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については､改正後の規程第１４条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程の施行の際改正前の規程第１４条の規定により、この規程の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第１４条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第１４条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの規程の施行の日から昭和５１年３月３１日までの間の住居手当についても同様とする。

（給与の内払）

３　職員が、改正前の規程に基づいて切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程（住居手当については、改正後の規程第１４条又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

４　この規程の施行に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

付　則（昭和５１年１２月２４日規程第２号）

（施行期日等）

１　この規程は、昭和５１年１２月２７日から施行し、昭和５１年４月１日（以下「切替日」という。）から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

２　昭和５１年６月に改正前の規程第２０条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の規程第２０条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は同条第３項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

（給与の内払）

３　職員が改正前の規程に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程（勤勉手当については、改正後の規程第２０条又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

４　この規程の施行に関し、必要な事項は別に理事長が定める。

付　則（昭和５２年１２月２７日規程第３号）

（施行期日等）

１　この規程は、昭和５２年１２月２７日から施行し、昭和５２年４月１日（以下「切替日」という。）から適用する。

（住居手当に関する経過措置）

２　切替期間において、改正前の規程第１４条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の規程第１４条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第１４条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第１４条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程施行の際改正前の規程第１４条の規定によりこの規程の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第１４条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第１４条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの規程の施行の日から昭和５３年３月３１日までの間の住居手当についても同様とする。

（給与の内払）

３　職員が、改正前の規程に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程（住居手当については、改正後の規程第１４条又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

４　この規程の施行に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

付　則（昭和５３年３月２７日規程第１号）

１　この規程は、昭和５３年４月１日（以下「切替日」という。）から施行する。

２　切替日の前日に在職する職員の切替日における等級･号給は､切替日の前日において、改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程により、その者が受けていた等級・号給と同じ等級・号給とする。

付　則（昭和５３年１２月２７日規程第２号）

（施行期日等）

１　この規程は、昭和５３年１２月２７日から施行し、昭和５３年４月１日（以下「切替日」という。）から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

２　切替日からこの規程の施行の日の前日までの間において、改正前の土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長が定める職員の改正後の土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

３　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において理事長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

４　前２項の規定の適用については、改正前の規程の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に定められたものでなければならない。

（昭和５３年１２月の期末手当の額の特例）

５　昭和５３年１２月に改正前の規程第２０条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の規程第２０条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、昭和５３年１２月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第２項にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

（給与の内払）

６　職員が改正前の規程に基づいて切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

７　この規程の施行に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

付　則（昭和５４年１２月２７日規程第５号）

（施行期日等）

１　この規程は、昭和５４年１２月２７日から施行し、昭和５４年４月１日（以下「切替日」という。）から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

２　切替日からこの規程の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

３　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

４　前２項の規定の適用については、改正前の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

５　切替期間において、改正前の規程第１４条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の規程第１４条の規定による住居手当を支給されないこととなる期

間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第１４条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第１４条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程施行の際、改正前の規程第１４条の規定によりこの規程の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第１４条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第１４条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの規程の施行の日から昭和５５年３月３１日までの間の住居手当についても同様とする。

（給与の内払）

6　職員が改正前の規程に基づいて切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程（住居手当については、改正後の規程第１４条又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

7　この規程の施行に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

付　則（昭和５５年１２月２５日規程第２号）

（施行期日等）

1　この規程は、昭和５５年１２月２５日から施行し、昭和５５年４月１日（以下「切替日」という。）から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

2　切替日からこの規程の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは、給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

3　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において理事長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

4　前２項の規定の適用については、改正前の規程の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は、給料月額は、改正前の規程に定められたものでなければならない。

（給与の内払）

5　職員が改正前の規程に基づいて切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

6　この規程の施行に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

付　則（昭和５６年１２月２６日規程第５号）

（施行期日等）

1　この規程は、昭和５６年１２月２６日から施行し、昭和５６年４月１日（以下「切替日」という。）から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

２　切替日からこの規程の施行日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは、給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

３　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日に置いて職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

４　前２項の規定の適用については、改正前の規程の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は、給料月額は、改正前の規程に定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

５　切替期間に置いて、改正前の規程第１４条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の規程第１４条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第１４条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第１４条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。この規程施行の際改正前の規程第１４条の規定によりこの規程の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第１４条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規程による住居手当の額が改正前の規程第１４条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの規程の施行の日から昭和５７年３月３１日（同日前に理事長が定める事由が生じた職員にあっては理事長がきめる日）までの間の住居手当についても同様とする。

（期末手当及び勤勉手当に関する措置）

６　昭和５６年６月又は１２月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の規程第２０条第２項及び同条第３項の規定の適用については、改正後の規程第２０条第２項中「において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるのは「における職員の号給又は給料月額につき財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の一部を改正する規程（昭和５６年規程第５号）による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）別表第１、第２の給料表において定められた額その他これに準ずるものとして理事長が定める額（以下「旧給料月額」という。）による給料月額及びその日において改正前の規程の規定が適用されるとした場合に受けるべきであった扶養手当の月額」と第２０条第３項中「において受ける給料、扶養手当の月額」とあるのは「において旧給料月額による給料の月額及び基準日現在において改正前の規程の規定が適用されるとした場合に受けるべきであった扶養手当の月額」とする。

７　昭和５７年３月に支給する期末手当に関する改正後の規程第２０条第２項の規定の適用については、同項中「において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるの

は「における職員の号給又は給料月額につき財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の一部を改正する規程（昭和５６年規程第５号）による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）別表第１、第２の給料表において定められた額その他これに準ずるものとして理事長が定める額による給料の月額及びその日において改正前の規程の規定が適用されるとした場合に受けることとなる扶養手当の月額」とする。

（給料の内払）

８　改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

９　この規程の施行に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

付　則（昭和５８年１２月２７日規程第１０号）

（施行期日等）

１　この規程は、昭和５８年１２月２７日から施行し、昭和５８年４月１日（以下「切替日」という。）から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

２　切替日からこの規程の施行日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは、給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

３　切替日前日に職務の等級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等などをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

４　前２項の規定の適用については、改正前の規程の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に定められていたものでなければならない。

（給与の内払）

５　改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

６　この規程の施行に関し、必要な事項は別に理事長が定める。

付　則（昭和５９年５月２５日規程第１０号）

この規程は、昭和５９年５月２５日から施行し、昭和５９年４月１日から適用する。

付　則（昭和５９年１２月２７日規程第６号）

（施行期日等）

１　この規程は、昭和５９年１２月２７日から施行し、昭和５９年４月１日（以下「切替日」という。）から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

２　切替日からこの規程の施行日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号級若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程（以下「改正後の規程」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

３　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

４　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

（給料の内払）

５　改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

６　この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付　則（昭和６０年２月１９日規程第５号）

この規程は、昭和６０年３月１日から施行する。

付　則（昭和６０年１２月２６日規程第６号）

（施行期日等）

１　この規程は、公布の日から施行する。ただし、第７条、第８条及び別表第３の改正規程は、昭和６１年１月１日から施行する。

２　この規程（前項ただし書に規定する改正規程を除く。）による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は昭和６０年７月１日から適用する。

（職務の級への切替え）

３　昭和６０年７月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって、同日においてそのものが属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が付則別表第１に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の勤務の級欄に定める職務の級とする。ただし、切替日から昭和６０年１２月３１日の間にあっては旧等級とし、改正後の規程別表第１中「８級」とあるのは「１等級」と、「７級」とあるのは「２等級」と、「５級」とあるのは「３等級」と、「３級」とあるのは「４等級」と、「２級」とあるのは「５等級」と、「１級」とあるのは「６等級」と、別表第２中「３級」とあるのは「１等級」と、「２級」とあるのは「２等級」と、「１級」とあるのは「３等級」とする。

４　この規程による改正後の別表第４の適用については、切替日から昭和６０年１２月３１日の間にあっては、「１級８号給」とあるのは「６等級９号給」と、「１級６号給」とあるのは「６等級７号給」と、「１級４号給」とあるのは「６等級５号給」と、「２級３号給」とあるのは「２等級４号給」と、「１級２号給」とあるのは「３等級２号給」と、「１級１号給から１６号給まで」とあるのは「３等級１号給～１６号給」とする。

（号給への切替え）

5　前項の規定（ただし書を除く。）により、切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する付則別表第２の新号給欄に定める号給とする。

（切替えに伴う昇給期間の通算）

6　前項の規定により、新号給を定められる職員に対する。切替日後における最初の改正後の規程第８条第３項又は、第５項ただし書の適用については、旧号給を受けていた期間（理事長の定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下この項において同じ。）を新号給を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において旧号給が旧等級の最高の号給であって新号給が職務の級の最高の号給以外の号給となる者については、その者の旧号給を受けていた期間のうち１２月を超える期間は、この限りでない。

（旧号給等の基礎）

7　付則第３項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

8　改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

9　この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付　則（昭和６１年１２月２５日規程第２号）

（施行期日等）

1　この規程は、昭和６１年１２月２５日から施行し、昭和６１年４月１日（以下「切替日」という。）から適用する。ただし、宿日直手当は、昭和６２年１月１日から施行する。

（切替日における異動者の号給等）

2　切替日からこの規程の施行日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程（以下「改正後の規程」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

3　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

4　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

5　改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

６　この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付　則（昭和６２年１２月２５日規程第１号）

（施行期日等）

１　この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表３の改正規程は、昭和６３年１月１日から施行する。

２　この規程（前項ただし書に規定する改正規程を除く。）による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は昭和６２年４月１日から適用する。

３　昭和６２年４月１日（以下「切替日」という。）の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この規定による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

４　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日おいて職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

５　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

６　切替期間において、改正前の規程第１４条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の規程第１４条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同規程の規定による住居手当の額が改正前の規程第１４条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないことなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第１４条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程の施行の際、改正前の規程第１４条の規定によりこの規程の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給されることとされていた職員のうち、改正後の規程第１４条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同規程の規定による住居手当の額が改正前の規程第１４条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの規程の施行の日から昭和６３年３月３１日（同日前に理事長が定める事由が生じた職員にあっては、理事長が定める日）までの間の住居手当についても同様とする。

（給与の内払）

７　改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

８　付則第３項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付　則（昭和６３年１２月２７日規程第１号）

（施行期日等）

１　この規程は、公布の日から施行する。ただし、第１２条第２項の改正規定は、昭和６４年４月１日から施行する。
２　この規程による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は昭和６３年４月１日から適用する。
（切替期間における異動者の号給等）
３　昭和６３年４月１日（以下「切替日」という。）の施行の日の前日までの間（以下「切替日」という。）において、この規定による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級、又は、その受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程の規定による当該適用、又は、異動の日における号給、又は、給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号給等の調整）
４　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。
（旧号給等の基礎）
５　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。
（給与の内払）
６　改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
（委任）
７　付則第３項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付　則（平成元年１２月２６日規程第１号）

（施行期日等）
１　この規程は、公布の日から施行する。この規程による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は平成元年４月１日から適用する。
（最高号給等の切替え等）
２　平成元年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は別に定める。
（切替期間における異動者の号給等）
３　切替日からこの規程の施行の日の前日までの間において、この規程による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号給等の調整）
４　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その

者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

5　前３項の規程の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

6　改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

7　付則第２項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付　則（平成２年１２月２６日規程第１号）

（施行期日等）

1　この規程は、公布の日から施行する。ただし、第２１条第１項の改正規定及び付則第９項の規定は、平成３年１月１日から施行する。

2　この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成２年４月１日から適用する。

（特定の号給の切替え等）

3　平成２年４月１日（以下「切替日」という。）の前号においてその者の受ける号給が付則別表に掲げる職務の級の１号給である職員の切替日における号給は、２号給とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

（最高号給等の切替え等）

4　切替日の前日において職務の級の最高号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は別に定める。

（切替期間における異動者の号給等）

5　切替日からこの規程の施行の日の前日までの間においてこの改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

6　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

7　付則第３項から前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

8　改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（休職者の給与に関する経過措置）
９　改正後の規程第２１条第１項の規定は、付則第１項ただし書に規定する改正規定の施行の際、通勤による負傷又は疾病のため休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。
（委任）
１０　付則第３項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付則別表

給　　料　　表	職　務　の　級
事務職給料表	１級　　２級
技能労務職給料表	１級　　２級

付　則（平成３年３月２６日規程第４号）
この規程は、平成３年４月１日から施行する。
付　則（平成３年１２月２５日規程第７号）
（施行期日等）
１　この規程は、公布の日から施行する。ただし、第３条及び第５条第１項の改正規定、第１８条第２項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定は、平成４年１月１日から施行する。
２　この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成３年４月１日から適用する。
（最高号給等の切替え等）
３　切替日の前日において職務の級の最高号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は別に定める。
（切替期間における異動者の号給等）
４　切替日からこの規程の施行の日の前日までの間においてこの改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号給等の調整）
５　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（旧号給等の基礎）

6　付則第３項から前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7　改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

8　付則第３項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付　則（平成４年１２月２４日規程第４号）

（施行期日等）

1　この規程は、公布の日から施行する。ただし、第１８条第２項の改正規定は、平成５年１月１日から施行する

2　この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第１２条第２項及び第１４条の規定並びに別表第１及び第２の規定は、平成４年４月１日から適用する。（最高号給等の切替え等）

3　切替日の前日において職務の級の最高号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4　切替日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

6　付則第３項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

（扶養手当に関する経過措置）

7　次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨、（第１号に該当する者が職員となった日において、第２号に該当する者にあってはその者が同号に該当するものとなった日において、これらの者に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がなく、かつ、改正前の規程第１２条第２項第２号から第５号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

（１） 切替期間において新たに職員となった者であって、その者が職員となった日に、昭和４９年４月１日以前に生まれた者で改正後の規程第１２条第２項第２号又は第４号の扶養親族たる要件を具備するもの（以下「新規扶養親族たる子等」という。）を有していたもの

（２）切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であった者

（３）切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者

（４）切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至ったものがある職員であった者

（５）新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者（改正前の規程第１２条第５項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。）があった職員であって、切替期間において配偶者がない職員となり、かつ、その配偶者がない職員となった日に改正前の規程第１２条第２項第２号から第５号までの扶養親族がなかったもの

（６）新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であって、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の規程第１２条第２項第２号から第５号までの扶養親族がなかったもの

（住居手当に関する経過措置）

８　切替期間において、改正前の規程第１４条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の規程第１４条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同規程の規定による住居手当の額が改正前の規程第１４条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第１４条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程の施行の際改正前の規程第１４条の規定により、施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第１４条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同規程の規定による住居手当の額が改正前の規程第１４条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成５年３月３１日（同日前に理事長が定める事由が生じた職員にあっては、理事長が定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

９　改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

１０　付則第３項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付　則（平成５年１２月２４日規程第７号）

（施行期日等）

１　この規程は、公布の日から施行する。ただし、第１５条の改正規定は、平成６年４月１日から施行する。

２　この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。付則第４項において同じ。）による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成５年４月１日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

３　切替日の前日において職務の級の最高号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されること

となる期間は、別に定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4　切替日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

6　付則第３項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

（期末手当の額の特例）

7　平成５年１２月に改正前の規程第２０条の規定に基づいて支給されることとなる職員の期末手当の額が、改正後の規程第２０条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、平成５年１２月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第２項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

8　前項の現定の適用を受けた者の平成６年３月の期末手当の額は、改正後の規程第２０条第２項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者に支給されることとなる期末手当の額から前項の規定に基づいて加算して支給された額に相当する額を控除した額とする。

（給与の内払）

9　改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

１０　付則第３項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付　則（平成６年３月２５日規程第５号）

この規程は、平成６年４月１日から施行する。

付　則（平成６年１２月２５日規程第７号）

（施行期日等）

1　この規程は、公布の日から施行する。ただし、第１８条の改正規定は、平成７年１月１日から施行する。

2　この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。付則第４項において同じ。）による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成６年４月１日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

３　切替日の前日において職務の級の最高号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

（切替期間における異動者の号給等）

４　切替日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

５　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

６　付則第３項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

（期末手当の額の特例）

７　平成６年１２月に改正前の規程第２０条の規定に基づいて支給されることとなる職員の期末手当の額が、改正後の規程第２０条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、平成６年１２月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第２項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

８　前項の規程の適用を受けた者の平成７年３月の期末手当の額は、改正後の規程第２０条第２項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいての者に支給されることとなる期末手当の額から前項の規定に基づいて加算して支給された額に相当する額を控除した額とする。

（給与の内払）

９　改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

１０　付則第３項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付　則（平成７年３月２８日規程第２号）

この規程は、平成７年４月１日から施行する。

付　則（平成７年１２月２５日規程第３号）

（施行期日等）

１　この規程は、公布の日から施行する。ただし、第１８条の改正規定は、平成８年１月１日から施行する。

２　この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。付則第４項において同じ。）による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」とい

う。）の規定は、平成７年４月１日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

３　平成７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職長の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に理事長が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

４　切替日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規程による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

５　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

６　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成８年３月３１日までの間における異動者の号給等の調整）

７　施行日から平成８年３月３１日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動があった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず、改正前の規程が適用され、ついで当該適用の日又は異動の日から改正後の規程が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

８　改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

９　付則第３項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付　則（平成８年３月２６日規程第２号）

この規程は、平成８年４月１日から施行する。

付　則（平成８年１２月１９日規程第３号）

（施行期日等）

１　この規程は、公布の日から施行する。ただし、第１８条第２項の改正規定は、平成９年１月１日から施行する。

２　この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。付則第４項において同じ。）による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成８年４月１日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

３　平成８年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給

料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に理事長が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4　切替日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規程による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

6　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成９年３月３１日までの間における異動者の号給等の調整）

7　施行日から平成９年３月３１日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の規程が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

8　改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

9　付則第３項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付　則（平成９年３月２５日規程第５号）

この規程は、平成９年４月１日から施行する。

付　則（平成９年１２月１９日規程第１３号）

（施行期日等）

1　この規程は、公布の日から施行する。ただし、第１８条第２項の改正規定、第２０条第２項の改正規定（「１００分の５０」を「１００分の５５」に改める部分を除く。）及び第２０条の４第２項の改正規定は、平成１０年１月１日から施行する。

2　第１２条第４項及び第５項の改正規定、第２０条第２項の改正規定（「１００分の５０」を「１００分の５５」に改める部分に限る。）並びに別表第１から別表第２までの改正規定（付則第４項において同じ。）による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成９年４月１日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3　平成９年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に理事長が定める。

（切替期間における異動者の号給等）
4　切替日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規程による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の規程による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号給等の調整）
5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合と権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（職員が受けていた号給等の基礎）
6　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。
（施行日から平成１０年３月３１日までの間における異動者の号給等の調整）
7　施行日から平成１０年３月３１日までの間において、改正後の規程により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
8　改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
（委任）
9　付則第３項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。
付　則（平成１０年１２月２２日規程第３号）
（施行期日等）
1　この規程は公布の日から施行する。ただし、第１８条第２項の改正規定は平成１１年１月１日から施行する。
2　この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。付則第４項において同じ。）による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成１０年４月１日から適用する。
（最高号給等の切替え等）
3　平成１０年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に理事長が定める。
（切替期間における異動者の号給等）
4　切替日からこの規程の施行の日（付則第７項において「施行日」という。）の前日までの間において、この規程による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあっ

た職員のうち、理事長の定める職員の改正後の規程による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

6　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成１１年３月３１日までの間における異動者の号給等の調整）

7　施行日から平成１１年３月３１日までの間において、改正後の規程により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

8　改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

9　付則第３項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付　則（平成１１年３月３０日規程第３号）

この規程は、平成１１年４月１日から施行する。

付　則（平成１１年１２月２１日規程第４号）

（施行期日等）

1　この規程は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）第１条中財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「給与規程」という。）第１８条第２項の改正規定　平成１２年１月１日

（２）第２条の規定　平成１２年４月１日

2　第１条の規定（前項に掲げる改正規定を除く。付則第４項において同じ。）による改正後の給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成１１年４月１日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

3　平成１１年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に理事長が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4　切替日からこの規程の施行の日（以下この項及び付則第６項において「施行日」という。）の前日までの間において、第１条の規定による改正前の給与規程（以下「改正前

の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の規程による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から平成１２年３月３１日までの間における異動者の号給等の調整）

6　施行日から平成１２年３月３１日までの間において、改正後の規程により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

7　付則第３項から第５項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第１条の規定による改正前の給与規程又は財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の一部を改正する規程（平成１０年規程第３号）付則第８項の規定に従って定められたものでなければならない。

（期末手当の額の特例）

8　平成１１年１２月に改正前の規程第２０条の規定に基づいて支給されることとなる職員の期末手当の額が、改正後の規程第２０条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、平成１１年１２月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第２項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

9　前項の規定の適用を受けた者の平成１２年３月の期末手当の額は、改正後の規程第２０条第２項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者に支給されることとなる期末手当の額から前項の規定に基づいて加算して支給された額に相当する額を控除した額とする。

（給与の内払）

１０　改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

１１　付則第３項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付　則（平成１２年１２月１９日規程第３号）

（施行期日等）

1　この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）は、平成１２年４月１日から適用する。

（期末手当、勤勉手当の額の特例）

２　平成１２年１２月にこの規程による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第２０条の規定に基づいて支給されることとなる職員の期末手当の額が、改正後の規程第２０条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額（以下「１２月期末手当差額」という。）を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とし、平成１２年１２月に改正前の規程第２０条の４の規定に基づいて支給されることとなるその者の勤勉手当の額が、改正後の規程第２０条の４の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、その差額（以下「１２月勤勉手当差額」という。）を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とし、平成１３年３月に支給されるべき者の期末手当の額は、改正後の規程第２０条の規定に基づいてその者が支給されることとなる期末手当の額からその額を越えない範囲内で１２月期末手当差額と１２月勤勉手当差額の合計額を控除した額とする。

（給与の内払）

３　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

付　則（平成１３年１２月１８日規程第２０号）

（施行期日等）

１　この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成１３年４月１日から適用する。

（期末手当の額の特例）

２　平成１３年１２月にこの規程による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程第２０条の規定に基づいて支給されることとなる職員の期末手当の額が、改正後の規程第２０条の規定に基づいてその者に同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額（以下「１２月期末手当差額」という。）を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とし、平成１４年３月に支給されるべきその者の期末手当の額は、改正後の規程第２０条の規定に基づいてその者に支給されることとなる期末手当差額の額からその額を超えない範囲内で１２月期末手当を控除した額とする。

付　則（平成１４年３月２６日規程第４号）

この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

付　則（平成１４年１２月２５日規程第１０号）

１　この規程は、平成１５年１月１日から施行する。ただし、第２条の規定は同年４月１日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等）

２　この規程の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）の前日において財団法人土浦市産業文化事業団給与規程（以下「給与規程」という。）別表第１事務職給料表及び別表第２労務職給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

３　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その

者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

４　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第１条の規定による改正前の給与規程に従って定められたものでなければならない。

（平成１５年３月に支給する期末手当の特例措置）

５　平成１５年３月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当という。」の額は、第１条の規定による改正後の給与規程（以下この項において「改正後の給与規程という。」）第２０条第２項から第４項又は第２１条第１項及び第２項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第１号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）平成１５年３月１日（期末手当について改正後の給与規程第２０条第１項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成１４年４月１日から同年１２月３１日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同年４月１日から同年１２月３１日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与の額の合計額

（２）継続在職期間について改正後の給与規程の規定による給料月額（継続在職期間において付則第２項に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について理事長が別に定める給料月額）及び改正後の給与規程の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

（平成１５年６月に支給する期末手当に関する経過措置）

６　平成１５年６月に支給する期末手当に関する第２条の規定による改正後の給与規程第２０条第２項の規定の適用については、同項中「６箇月以内」とあるのは「３箇月以内」と、同項第１号中「６箇月」とあるのは「３箇月」と、同項第２号中「５箇月以上６箇月未満」とあるのは「２箇月１５日以上３箇月未満」と、同項第３号中「３箇月以上５箇月未満」とあるのは「１箇月１５日以上２箇月１５日未満」と同項第４号中「３箇月未満」とあるのは「１箇月１５日未満」とする。

（理事長への委任）

７　付則第２項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市職員の例により理事長が定める。

付　則（平成１５年３月２４日規程第５号）

（施行期日）

１　この規程は、平成１５年４月１日から施行する。ただし、別表第３の１．事務職給料表級別職務分類表及び別表第７の各改正規定は、土浦市勤労者野外活動施設条例（平成１５年土浦市条例第１９号）の施行の日から施行する。

（昇給停止に関する経過措置）

２　平成１５年４月１日（以下この項及び次項において「基準日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において５８歳（次項において「昇給停止年齢」という。）を超えている職員（次項において「昇給停止年齢超過職員」という。）の昇給については、なお従前の例による。

３　基準日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるにものとして理事長が定める職員については、この規程による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程第８条第６項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、理事長の定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の理事長が定める職員との権衡上必要があると認められる職員として理事長が定める職員についても、同様とする。

付　則（平成１５年１１月１４日規程第６号）

（施行期日）

１　この規程は、平成１５年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成１６年４月１日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等）

２　平成１５年１２月１日（以下「施行日」という。）の前日において財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（昭和４８年規程第５号。以下「給与規程」という。）別表第１及び別表第２の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

３　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

４　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第１条の規定による改正前の給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成１５年１２月に支給する期末手当の特例措置）

５　平成１５年１２月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、第１条の規定による改正後の給与規程（以下この項において「改正後の給与規程」という。）第２０条第２項から第４項まで又は第２１条第１項若しくは第２項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第１号に掲げる額を越える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）平成１５年１２月１日（期末手当について改正後の給与規程第２０条第１項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で同年４月１日から施行日の前日ま

でのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月１日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して理事長が定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料、扶養手当及び住居手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

（２）継続在職期間について改正後の給与規程の規定による給料月額（継続在職期間において付則第２項に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について理事長が定める給料月額）及び改正後の給与規程の規定による扶養手当及び住居手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

（理事長への委任）

６　付則第２項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、土浦市職員の例により理事長が定める。

付　則（平成１７年１１月２５日規程第１号）

（施行期日）

１　この規程は、平成１７年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成１８年４月１日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切換え等）

２　この規程の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）の前日において財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第１及び別表第２に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

３　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

４　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第１条の規定による改正前の給与規程に従って定められたものでなければならない。

（平成１７年１２月に支給する期末手当の特例措置）

５　平成１７年１２月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、第１条の規定による改正後の給与規程（以下この項において「改正後の給与規程」という。）第２０条第２項から第４項又は第２１条第１項及び第２項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）平成１７年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に新たに職員となった者（同年４月１日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額の合計額に１００分の０．３６を乗じて得た額に、同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかっ

た期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（２）平成１７年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．３６を乗じて得た額

（理事長への委任）

6　付則第２項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市職員の例により理事長が定める。

付　則（平成１８年３月２８日規程第５号）

（施行期日）

1　この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

（事務職員の特定の職務の級の切替え）

2　平成１８年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が付則別表第１に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定められる職務の級とする。この場合において、同欄に二つの職務の級が掲げられるときは、理事長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（事務職員の号給の切替え）

3　切替日の前日において財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程(以下「給与規程」という。）別表第１の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号級」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が受けていた期間（理事長の定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過措置」という。）に応じて付則別表第２に定める号給とする。

（技能労務職員の特定の職務の級及び号給の切替え）

4　切替日の前日において給与規程別表第２の給料表の新級及び新号級は、次項に規定する職員を除き、旧級、旧号給及び経過期間に応じて付則別表第３に定める旧級及び旧号給に対応する同表の級及び新号級欄に定める職務の級及び号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え）

5　切替日の前日において給与規程別表第１及び別表第２の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給及び給料月額は、土浦市職員の例による。

（切替日前の異動者の号給の調整）

6　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の新号級については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

7　付則第２項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この規程に規定による改正前の給与規程に従って定められたものでなければない。

（号給の切替えに伴う経過措置）

8　切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額(財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程等の一部を改正する規程（平成２１年規程第５号）の施行の日において同規程付則第２項第１号に規定する次の各号に掲げる職員にあっては当該給料月額にそれぞれ該当各号に定める割合を乗じて得た額とし、そ

の額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与規程付則第５項の規定により給料が減ぜられて支給された職員にあたっては、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額。以下この項において同じ。）からその差額に相当する額に１００分の５０を乗じて得た額（その額が１０，０００円を超える場合にあっては、１０，０００円）を減じた額を給料として支給する。

（１）減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。）１００分の９９．１

（２）前号に掲げる職員以外の職員　１００分の９９．３４

９　切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、給料を支給する。

（理事長への委任）

１０　付則第２項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、土浦市職員の例により理事長が定める。

付　則（平成１９年３月２７日規程第４号）

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

付　則（平成１９年１２月１９日規程第７号）

（施行期日等）

１　この規程は、公表の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２０年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成１９年４月１日から適用する。

（平成１９年４月１日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

３　平成１９年４月１日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第１条の規定による改正前の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給は、理事長の定めるところによる。

（施行日から平成２０年３月３１日までの間における異動者の号給の調整）

４　施行日から平成２０年３月３１日までの間において、改正後の規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

５　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（理事長への委任）

６　付則第３項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、土浦市職員の例により理事長が定める。

付　則（平成２０年３月２６日規程第１号）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

付　則（平成２１年３月２７日規程第３号）

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

付　則（平成２１年１１月２７日規程第５号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２１年１２月１日から施行する。だだし、第２条の規定は平成２２年４月１日から施行する。

（平成２１年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　平成２１年１２月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程第２０条第２項から第４項まで又は第２１条第１項及び第２項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）平成２１年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に職員（財団法人土浦市産業文化事業団職員就業規則（平成１４年規則第１号）が適用される職員（以下この項において同じ。））以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年４月１日に減額改定対象職員であった者で採用の事情を考慮して理事長が土浦市の例により定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち理事長が土浦市の例により定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料（給料の調整額を含む。）、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額の合計額に１００分の０．２４を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が土浦市の例により定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が土浦市の例により定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号級
事務職給料表	１級	１号から５６号まで
	２級	１号から２４号まで
	３級	１号から８号まで
技能労務職給料表	１級	１号から６８号まで
	２級	１号から３２号まで

（２）平成２１年６月１日において減額改定対象職員であった者（採用の事情を考慮して理事長が土浦市の例により定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．２４を乗じて得た額

（理事長への委任）

３　前２項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、土浦市の例により理事長が定める。

付　則（平成２２年３月２９日規程第１号）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

付　則（平成２２年１１月２６日規程第３号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。ただし、第２条及び付則第４項の規定は、平成２３年４月１日から施行する。

（平成２２年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　平成２２年１２月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（第１号及び付則第３項において「改正後の給与規程」という。）第２０条第２項から第４項まで、第２１条第１及び第２項又は付則第５項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）平成２２年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に職員（財団法人土浦市産業文化事業団職員就業規則（平成１４年規則第１号）が適用される職員（以下この項及び次項において同じ。））以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与規程付則第５項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の一部を改正する規程（平成１８年３月２８日規程第５号）付則第８項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成２２年４月１日に減額改定対象職員であった者で採用の事情を考慮して理事長が土浦市の例により定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち理事長が土浦市の例により定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料（給料の調整額を含む。）、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額の合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が土浦市の例により定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が土浦市の例により定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
事務職職給料表	１級	１号給から９３号給まで
	２級	１号給から６４号給まで
	３級	１号給から４８号給まで
	４級	１号給から３２号給まで
	５級	１号給から２４号給まで
	６級	１号給から１６号給まで
	７級	１号給から４号給まで
技能労務職給料表	１級	１号給から１０８号給まで
	２級	１号給から７２号給まで
	３級	１号給から６４号給まで
	４級	１号給から３６号給まで
	５級	１号給から２０号給まで

（２）平成２２年６月１日において減額改定対象職員であった者（採用の事情を考慮して理事長が土浦市の例により定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額

（平成２２年４月１日前に５５歳に達した職員に関する読替え）

３　平成２２年４月１日前に５５歳に達した職員に対する改正後の給与規程付則第５項の規定の適用については、同項中「当該特定減額職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは「財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の一部を改正する規程（平成２２年規程第３号）の施行の日」と、「５５歳に達した日後における最初の４月１日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成２３年４月１日における号給の調整）

４　平成２３年４月１日において４３歳に満たない職員（職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、理事長が土浦市の例により定める日において職員給与規程第８条第３項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して理事長が土浦市の例により定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が土浦市の例により定める職員の平成２３年４月１日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。

（理事長への委任）

５　付則第２項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、土浦市の例により理事長が定める。

付　則（平成２３年３月２８日規程第１号）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

付　則（平成２３年１２月２０日規程第２号）

（施行期日）

１　この規程は、平成２４年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）第１条中財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程付則第２項の改正規定及び同規程付則に２項を加える改正規定　公表の日

（２）第３条、付則第２項及び第３項の規定　平成２４年４月１日

（平成２４年４月１日における号給の調整）

２　平成２４年４月１日において４２歳に満たない職員（同日において職務の級における最高の号給を受ける職員（以下この項及び次項において「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成１８年４月１日、平成１９年４月１日及び平成２０年４月１日の昇給その他の号給の決定の状況（以下この項及び次項において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が土浦市の例により定める職員の平成２４年４月１日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給（同日において３６歳に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）であって当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が土浦市の例により定める職員にあっては、２号給）上位の号給とする。

（平成２５年４月１日における号給の調整）

３　平成２５年４月１日において平成１８年改正規程付則第８項の規定による給料に関する状況を考慮して理事長が土浦市の例により定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成２４年４月１日に

おける号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が土浦市の例により定める職員の平成２５年４月１日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。

（理事長への委任）

４　付則第２項及び前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、土浦市の例により理事長が定める。

付　則（平成２５年３月２８日規程第１号）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

付　則（平成２６年１２月１７日規程第１号）

（施行期日等）

１　この規程は、公表の日から施行する。ただし、第３条並びに付則第５項及び付則第６項の規定は、平成２７年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

３　第２条の規定による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定は、平成２６年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

４　この規程による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（切替日前の異動者の号給調整）

５　平成２７年４月１日（以下この項及び次項において「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が土浦市の例により定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が土浦市の例により定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

６　切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長が土浦市の例により定める職員を除く。）には、平成３０年３月３１日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程付則第５項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を給料として支給する。

（平成２７年４月１日における昇給に関する特例）

７　平成２７年４月１日における一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程第８条第４項の規定の適用については、同項中「４号給」とあるのは「３号給」と、「３号給」とあるのは「２号給」とする。

（理事長への委任）

８　付則第４項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、土浦市の例により理事長が定める。

付　則（平成２８年３月１６日規程第１号）

（施行期日等）
1　この規程中第１条の規定は平成２８年３月１６日から、第２条の規定は同年４月１日から施行する。
2　第１条の規定による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定は、平成２７年４月１日から適用する。
（給与の内払）
3　この規程による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程等の一部を改正する規程（平成２６年規程第１号。以下この項において「平成２６年改正規程」という。）付則第６項の規定に基づいて支給された給与を含む。）は、それぞれ改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定による給与（平成２６年改正規程付則第６項の規定する給与を含む。）の内払とみなす。
（理事長への委任）
4　前３項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、土浦市の例により理事長が定める。
付　則（平成２９年３月２８日規程第１号）
（施行期日等）
1　この規程は、公表の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２９年４月１日から施行する。
2　第１条の規定による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（次項において「第１条改正後給与規程」という。）の規定は、平成２８年４月１日から適用する。
（給与の内払）
3　第１条改正後給与規程の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程等の一部を改正する規程（平成２６年規程第１号。以下この項において「平成２６年改正規程」という。）付則第６項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第１条改正後給与規程の規定による給与（平成２６年改正規程付則第６項の規定による給与を含む。）の内払とみなす。
（平成３１年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）
4　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は、第２条の規定による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「第２条改正後給与規程」という。）第１２条第８項第３号及び第４号の規定は適用せず、第２条改正後給与規程同条第４項及び第６項から第８項の規定については、同条第４項中「第２項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については１人につき６，５００円（事務職給料表の適用を受けている職員でその職務の級が７級である職員（以下「事務職７級職員」という。）にあっては、３，５００円）、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子）という。」については１人につき１０，０００円」とあるのは、「第２項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については１０，０００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき８，０００円（職員の配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については１０，０００円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。」については１人につき６，５００円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあ

っては、そのうち１人については９，０００円)」と、同条第６項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」と、

「(２) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合は除く。)」

とあるのは、

「(２) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(３)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。)

(４)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）　　」

と、同条第８項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号若しくは第５号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について同条第６項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第６項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第６項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

５　平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は、第２条改正後与規程第１２条第８項第３号及び第４号の規定は適用せず、第２条改正後給与規程同条第４項及び第６項から第８項の規定の適用については、同条第４項中「(事務職給料表の適用を受けている職員でその職務の級が７級である職員（以下「事務職７級職員」という。）にあっては、３，５００円)、同項第２号」とあるのは、「、同項第２号」と、同条第８項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号又は第５号」とする。

（理事長への委任）

６　前３項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、土浦市の例により理事長が定める。

付　則（平成２９年５月１２日規程第５号）

この規程は、平成２９年５月１２日から施行する。

付　則（平成３０年３月２８日規程第３号）

（施行期日等）

１　この規程は、公表の日から施行する。ただし第２条及び付則第４項の規定は、平成３０年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（次項

において「第１条改正後給与規程」という。）の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　第１条改正後給与規程の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程等の一部を改正する規程（平成２６年規程第１号。以下この項において「平成２６年改正規程」という。）付則第６項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第１条改正後給与規程の規定による給与（平成２６年改正規程付則第６項の規定による給与を含む。）の内払とみなす。

（平成３０年４月１日における号給の調整）

４　平成３０年４月１日において３７歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、平成２７年４月１日において一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程第８条第３項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して土浦市の例により理事長が定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして土浦市の例により理事長が定める職員の平成３０年４月１日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。

（理事長への委任）

５　前２項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、土浦市の例により理事長が定める。

付　則（平成３０年１２月１８日規程第４号）

（施行期日等）

１　この規程は、平成３０年１２月１８日から施行する。ただし第２条の規定は、平成３１年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　この規程による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の一般財団法人土浦市産業文化事業団給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定による給与内払とみなす。

付　則（平成３１年３月２７日規程第２号）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

付　則（令和元年１２月２４日規程第３号）

（施行期日等）

第１条　この規程は、令和元年１２月２４日から施行する。ただし第２条の規定は、令和２年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定は、平成３１年４月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条　この規程による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、この規程による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

第３条　第２条の規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程第１４条第１項の規定により支給されていた住居手当の月額が２，０００円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和３年３月３１日までの間、第２条の規定による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程第１４条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に理事長が定める額。以下「旧手当額」という。）から２，０００円を控除した額の住居手当を支給する。

（１）第２条の規定による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程第１４条第１項に規定する職員に該当しないこととなるもの

（２）旧手当額から第２条の規定による改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程第１４条第２項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が２，０００円を超えることとなる職員

２　前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

付　則（令和２年１１月３０日規程第２号）

この規程は、令和２年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

付　則（令和４年５月３１日規程第１号）

（施行期日）

１　この規程は、令和４年５月３１日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「給与規程」という。）の適用を受ける者（以下この項において「職員」という。）に対して令和４年６月に支給する期末手当の額は、改正後の一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（以下「新給与規程」という。）第２０条第２項並びに給与規程第２０条第３項及び第４項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和３年１２月に支給された期末手当の額に、１２７．５分の１５を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（委任）

３　前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

（平成１８年３月２８日規程第５号付則）

付則別表第１　事務職員の職務の級の切替表

<table>
<tr><th>給料表</th><th>旧級</th><th>新級</th></tr>
<tr><td rowspan="8">事務職給料表</td><td>１級</td><td>１級</td></tr>
<tr><td>２級</td><td>２級</td></tr>
<tr><td>３級</td><td rowspan="2">３級</td></tr>
<tr><td>４級</td></tr>
<tr><td>５級</td><td>４級</td></tr>
<tr><td>６級</td><td>５級</td></tr>
<tr><td>７級</td><td>６級</td></tr>
<tr><td>８級</td><td>７級</td></tr>
</table>

付則別表第２　事務職員の号給の切替表

事務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
1	３月未満			1	5	1	1	1	1
	３月以上６月未満			1	6	1	1	1	1
	６月以上９月未満			1	7	1	1	1	1
	９月以上１２月未満			1	8	1	1	1	1
	１２月以上			1	9	1	1	1	1
2	３月未満	1	1	1	9	1	1	1	1
	３月以上６月未満	2	1	2	10	1	1	1	1
	６月以上９月未満	3	1	3	11	1	1	1	1
	９月以上１２月未満	4	1	4	12	1	1	1	1
	１２月以上	5	1	5	13	1	1	1	1
3	３月未満	5	1	5	13	1	1	1	1
	３月以上６月未満	6	1	6	14	2	1	1	1
	６月以上９月未満	7	1	7	15	3	1	1	1
	９月以上１２月未満	8	1	8	16	4	1	1	1
	１２月以上	9	1	9	17	5	1	1	1
4	３月未満	9	1	9	17	5	1	1	1
	３月以上６月未満	10	1	10	18	6	2	1	1
	６月以上９月未満	11	1	11	19	7	3	1	1
	９月以上１２月未満	12	1	12	20	8	4	1	1
	１２月以上	12	1	12	21	9	5	1	1
5	３月未満	13	1	13	21	9	5	1	1
	３月以上６月未満	14	2	14	22	10	6	2	1
	６月以上９月未満	15	3	15	23	11	7	3	1
	９月以上１２月未満	16	4	16	24	12	8	4	1
	１２月以上	17	5	17	25	13	9	5	1
6	３月未満	17	5	17	25	13	9	5	1
	３月以上６月未満	18	6	18	26	14	10	6	2
	６月以上９月未満	19	7	19	27	15	11	7	3
	９月以上１２月未満	20	8	20	28	16	12	8	4
	１２月以上	21	9	21	29	17	13	9	5
7	３月未満	21	9	21	29	17	13	9	5
	３月以上６月未満	22	10	22	30	18	14	10	6
	６月以上９月未満	23	11	23	31	19	15	11	7
	９月以上１２月未満	24	12	24	32	20	16	12	8
	１２月以上	25	12	25	33	21	17	13	9
8	３月未満	25	13	25	33	21	17	13	9
	３月以上６月未満	26	14	26	34	22	18	14	10
	６月以上９月未満	27	15	27	35	23	19	15	11

	９月以上１２月未満	28	16	28	36	24	20	16	12
	１２月以上	29	17	29	37	25	21	17	13
9	３月未満	29	17	29	37	25	21	17	13
	３月以上６月未満	30	18	30	38	26	22	18	14
	６月以上９月未満	31	19	31	39	27	23	19	15
	９月以上１２月未満	32	20	32	40	28	24	20	16
	１２月以上	33	21	33	41	29	25	21	17
10	３月未満	33	21	33	41	29	25	21	17
	３月以上６月未満	34	22	34	42	30	26	22	18
	６月以上９月未満	35	23	35	43	31	27	23	19
	９月以上１２月未満	36	24	36	44	32	28	24	20
	１２月以上	37	25	37	45	33	29	25	21
11	３月未満	37	25	37	45	33	29	25	21
	３月以上６月未満	38	26	38	46	34	30	26	22
	６月以上９月未満	39	27	39	47	35	31	27	23
	９月以上１２月未満	40	28	40	48	36	32	28	24
	１２月以上	41	29	41	49	37	33	29	25
12	３月未満	41	29	41	49	37	33	29	25
	３月以上６月未満	42	30	42	50	38	34	30	26
	６月以上９月未満	43	31	43	51	39	35	31	27
	９月以上１２月未満	44	32	44	52	40	36	32	28
	１２月以上	45	33	45	53	41	37	33	29
13	３月未満	45	33	45	53	41	37	33	29
	３月以上６月未満	46	34	46	54	42	38	34	30
	６月以上９月未満	47	35	47	55	43	39	35	31
	９月以上１２月未満	48	36	48	56	44	40	36	32
	１２月以上	49	37	49	57	45	41	37	33
14	３月未満	49	37	49	57	45	41	37	33
	３月以上６月未満	50	38	50	58	46	42	38	34
	６月以上９月未満	51	39	51	59	47	43	39	35
	９月以上１２月未満	52	40	52	60	48	44	40	36
	１２月以上	53	41	52	61	49	45	41	37
15	３月未満	53	41	52	61	49	45	41	37
	３月以上６月未満	54	42	53	62	50	46	42	38
	６月以上９月未満	55	43	53	63	51	47	43	39
	９月以上１２月未満	56	44	54	64	52	48	44	40
	１２月以上	57	45	55	65	53	49	45	41
16	３月未満	57	45	55	65	53	49	45	41
	３月以上６月未満	58	46	55	66	54	50	46	42
	６月以上９月未満	59	47	56	67	55	51	47	43
	９月以上１２月未満	60	48	56	68	56	52	48	44
	１２月以上	61	49	57	69	57	53	49	45
17	３月未満	61	49	57	69	57	53	49	45

	３月以上６月未満	62	50	57	70	58	54	50	46
	６月以上９月未満	63	51	58	71	59	55	51	47
	９月以上１２月未満	64	52	58	72	60	56	52	48
	１２月以上	65	53	59	73	61	57	53	49
18	３月未満	65	53	59	73	61	57	53	49
	３月以上６月未満	66	54	59	74	62	58	54	50
	６月以上９月未満	67	55	60	75	63	59	55	51
	９月以上１２月未満	68	56	60	76	64	60	56	52
	１２月以上	69	57	60	77	65	61	57	53
19	３月未満	69	57	60	77	65	61	57	53
	３月以上６月未満	70	58	60	78	66	62	58	54
	６月以上９月未満	71	59	61	79	67	63	59	55
	９月以上１２月未満	72	60	61	80	68	64	60	56
	１２月以上	73	61	62	81	69	65	61	57
20	３月未満	73	61	62	81	69	65	61	57
	３月以上６月未満	74	62	62	82	70	66	62	58
	６月以上９月未満	75	63	63	83	71	67	63	59
	９月以上１２月未満	76	64	63	84	72	68	64	60
	１２月以上	77	65	64	85	73	69	65	61
21	３月未満	77	65	64	85	73	69	65	61
	３月以上６月未満	78	66	64	86	74	70	66	61
	６月以上９月未満	79	67	65	87	75	71	67	61
	９月以上１２月未満	80	68	65	88	76	72	68	61
	１２月以上	81	69	66	89	77	73	69	61
22	３月未満	81	69	66	89	77	73	69	61
	３月以上６月未満	82	70	66	90	78	74	70	61
	６月以上９月未満	83	71	67	91	79	75	71	61
	９月以上１２月未満	84	72	67	92	80	76	72	61
	１２月以上	85	73	68	93	81	77	73	61
23	３月未満	85	73	68	93	81	77	73	61
	３月以上６月未満	86	74	68	94	82	78	74	61
	６月以上９月未満	87	75	69	95	83	79	75	61
	９月以上１２月未満	88	76	69	96	84	80	76	61
	１２月以上	89	77	70	97	85	81	77	61
24	３月未満	89	77	70	97	85	81	77	61
	３月以上６月未満	90	78	70	98	86	82	77	61
	６月以上９月未満	91	79	71	99	87	83	77	61
	９月以上１２月未満	92	80	71	100	88	84	77	61
	１２月以上	93	81	72	101	89	85	77	61
25	３月未満	93	81	72	101	89	85	77	61
	３月以上６月未満	93	82	72	102	90	85	77	61
	６月以上９月未満	93	83	73	103	91	85	77	61
	９月以上１２月未満	93	84	73	104	92	85	77	61

	１２月以上	93	85	74	105	93	85	77	61
26	３月未満		85	74	105	93	85	77	61
	３月以上６月未満		86	74	106	93	85	77	61
	６月以上９月未満		87	75	107	93	85	77	61
	９月以上１２月未満		88	75	108	93	85	77	61
	１２月以上		89	76	109	93	85	77	61
27	３月未満		89	76	109	93	85	77	61
	３月以上６月未満		90	76	110	93	85	77	61
	６月以上９月未満		91	77	111	93	85	77	61
	９月以上１２月未満		92	77	112	93	85	77	61
	１２月以上		93	78	113	93	85	77	61
28	３月未満			78	113	93	85	77	61
	３月以上６月未満			78	113	93	85	77	61
	６月以上９月未満			79	113	93	85	77	61
	９月以上１２月未満			80	113	93	85	77	61
	１２月以上			81	113	93	85	77	61
29	３月未満				113	93	85	77	61
	３月以上６月未満				113	93	85	77	61
	６月以上９月未満				113	93	85	77	61
	９月以上１２月未満				113	93	85	77	61
	１２月以上				113	93	85	77	61
30	３月未満				113	93	85	77	61
	３月以上６月未満				113	93	85	77	61
	６月以上９月未満				113	93	85	77	61
	９月以上１２月未満				113	93	85	77	61
	１２月以上				113	93	85	77	61
31	３月未満					93	85	77	61
	３月以上６月未満					93	85	77	61
	６月以上９月未満					93	85	77	61
	９月以上１２月未満					93	85	77	61
	１２月以上					93	85	77	61
32	３月未満					93	85	77	
	３月以上６月未満					93	85	77	
	６月以上９月未満					93	85	77	
	９月以上１２月未満					93	85	77	
	１２月以上					93	85	77	
33	３月未満					93	85	77	
	３月以上６月未満					93	85	77	
	６月以上９月未満					93	85	77	
	９月以上１２月未満					93	85	77	
	１２月以上					93	85	77	
34	３月未満					93		77	
	３月以上６月未満					93		77	

	６月以上９月未満					93		77	
	９月以上１２月未満					93		77	
	１２月以上					93		77	
35	３月未満					93		77	
	３月以上６月未満					93		77	
	６月以上９月未満					93		77	
	９月以上１２月未満					93		77	
	１２月以上					93		77	
36	３月未満					93		77	
	３月以上６月未満					93		77	
	６月以上９月未満					93		77	
	９月以上１２月未満					93		77	
	１２月以上					93		77	
37	３月未満					93		77	
	３月以上６月未満					93		77	
	６月以上９月未満					93		77	
	９月以上１２月未満					93		77	
	１２月以上					93		77	
38	３月未満							77	
	３月以上６月未満							77	
	６月以上９月未満							77	
	９月以上１２月未満							77	
	１２月以上							77	
39	３月未満							77	
	３月以上６月未満							77	
	６月以上９月未満							77	
	９月以上１２月未満							77	
	１２月以上							77	
40	３月未満							77	
	３月以上６月未満							77	
	６月以上９月未満							77	
	９月以上１２月未満							77	
	１２月以上							77	

付則別表第３　技能労務職員の号給の切替表

技能労務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級／新級／経過期間	１級		２級		３級		４級		５級	
		級	新号給	級	新号給	級	新号給	級	新号給	級	新号給
1	３月未満					3	1	3	25	4	1
	３月以上６月未満					3	2	3	26	4	2
	６月以上９月未満					3	3	3	27	4	3
	９月以上１２月未満					3	4	3	28	4	4
	12 月以上					3	4	3	30	4	5
2	３月未満	1	1	1	16	3	4	3	30	4	5
	３月以上６月未満	1	2	1	17	3	5	3	31	4	6
	６月以上９月未満	1	3	1	18	3	6	3	32	4	7
	９月以上 12 月未満	1	4	1	19	3	7	3	33	4	8
	12 月以上	1	5	1	20	3	10	4	1	4	8
3	３月未満	1	5	1	20	3	10	4	1	4	9
	３月以上６月未満	1	6	1	21	3	11	4	2	4	10
	６月以上９月未満	1	7	1	22	3	12	4	3	4	11
	９月以上 12 月未満	1	8	1	23	3	13	4	4	4	12
	12 月以上	1	9	1	24	3	15	4	5	4	13
4	３月未満	1	9	1	24	3	15	4	5	4	13
	３月以上６月未満	1	10	1	25	3	16	4	6	4	14
	６月以上９月未満	1	11	1	26	3	17	4	7	4	15
	９月以上 12 月未満	1	12	1	27	3	18	4	8	4	16
	12 月以上	1	12	1	27	3	19	4	11	5	1
5	３月未満	1	13	1	27	3	19	4	11	5	1
	３月以上６月未満	1	14	1	28	3	20	4	12	5	2
	６月以上９月未満	1	15	1	29	3	21	4	13	5	3
	９月以上 12 月未満	1	16	1	30	3	22	4	14	5	4
	12 月以上	1	17	1	31	3	24	4	18	5	5
6	３月未満	1	17	1	31	3	24	4	19	5	5
	３月以上６月未満	1	18	1	32	3	25	4	19	5	6
	６月以上９月未満	1	19	1	33	3	26	4	20	5	7
	９月以上 12 月未満	1	20	1	34	3	27	4	21	5	8
	12 月以上	1	21	1	35	3	29	4	24	5	9
7	３月未満	1	21	1	35	3	29	4	24	5	9
	３月以上６月未満	1	22	1	36	3	30	4	25	5	10
	６月以上９月未満	1	23	1	37	3	31	4	26	5	11
	９月以上 12 月未満	1	24	1	38	3	32	4	27	5	12
	12 月以上	1	25	1	39	3	35	4	31	5	13
8	３月未満	1	25	2	1	3	35	4	31	5	13
	３月以上６月未満	1	26	2	2	3	36	4	33	5	14

	6月以上9月未満	1	27	2	3	3	37	4	35	5	15
	9月以上12月未満	1	28	2	4	3	38	4	37	5	16
	12月以上	1	29	2	5	3	41	4	38	5	18
9	3月未満	1	29	2	5	3	41	4	38	5	18
	3月以上6月未満	1	30	2	6	3	42	4	40	5	19
	6月以上9月未満	1	31	2	7	3	43	4	42	5	20
	9月以上12月未満	1	32	2	8	3	44	4	44	5	21
	12月以上	1	33	2	10	3	47	4	46	5	23
10	3月未満	1	33	2	10	3	47	4	46	5	23
	3月以上6月未満	1	34	2	11	3	48	4	48	5	24
	6月以上9月未満	1	35	2	12	3	49	4	50	5	25
	9月以上12月未満	1	36	2	13	3	50	4	52	5	26
	12月以上	1	37	2	15	3	54	4	54	5	29
11	3月未満	1	37	2	15	3	54	4	54	5	29
	3月以上6月未満	1	38	2	16	3	55	4	56	5	30
	6月以上9月未満	1	39	2	17	3	56	4	58	5	31
	9月以上12月未満	1	40	2	18	3	57	4	60	5	32
	12月以上	1	41	2	21	3	61	4	62	5	35
12	3月未満	1	41	2	21	3	61	4	62	5	35
	3月以上6月未満	1	42	2	22	3	62	4	64	5	36
	6月以上9月未満	1	43	2	23	3	63	4	66	5	37
	9月以上12月未満	1	44	2	24	3	64	4	68	5	38
	12月以上	2	5	2	27	3	68	4	73	5	41
13	3月未満	2	5	2	27	3	68	4	73	5	41
	3月以上6月未満	2	6	2	28	3	69	4	76	5	42
	6月以上9月未満	2	7	2	29	3	70	4	79	5	43
	9月以上12月未満	2	8	2	30	3	71	4	82	5	44
	12月以上	2	9	2	32	3	77	4	88	5	47
14	3月未満	2	9	2	32	3	77	4	88	5	47
	3月以上6月未満	2	10	2	33	3	79	4	91	5	48
	6月以上9月未満	2	11	2	34	3	81	4	94	5	49
	9月以上12月未満	2	12	2	35	3	83	4	97	5	50
	12月以上	2	13	2	38	3	89	4	98	5	53
15	3月未満	2	13	2	38	3	89	4	99	5	53
	3月以上6月未満	2	14	2	39	3	92	4	100	5	54
	6月以上9月未満	2	15	2	40	3	95	4	101	5	55
	9月以上12月未満	2	16	2	41	3	98	4	101	5	56
	12月以上	2	17	2	45	3	104	4	101	5	59
16	3月未満	2	17	2	45	3	104	4	101	5	59
	3月以上6月未満	2	18	2	46	3	108	4	101	5	60
	6月以上9月未満	2	19	2	47	3	112	4	101	5	61
	9月以上12月未満	2	20	2	48	3	116	4	101	5	62
	12月以上	2	21	2	51	3	121	4	101	5	65

17	3月未满	2	21	2	51	3	121	4	101	5	65
	3月以上6月未满	2	22	2	52	3	123	4	101	5	66
	6月以上9月未满	2	23	2	53	3	125	4	101	5	67
	9月以上12月未满	2	24	2	54	3	127	4	101	5	68
	12月以上	2	25	2	57	3	131	4	101	5	69
18	3月未满	2	25	2	57	3	131	4	101	5	69
	3月以上6月未满	2	26	2	58	3	131	4	101	5	69
	6月以上9月未满	2	27	2	59	3	131	4	101	5	69
	9月以上12月未满	2	28	2	60	3	131	4	101	5	69
	12月以上	2	29	2	63	3	133	4	101	5	69
19	3月未满	2	29	2	63	3	133	4	101	5	69
	3月以上6月未满	2	30	2	65	3	133	4	101	5	69
	6月以上9月未满	2	31	2	67	3	133	4	101	5	69
	9月以上12月未满	2	32	2	69	3	133	4	101	5	69
	12月以上	2	33	2	71	3	133	4	101	5	69
20	3月未满	2	33	2	71	3	133	4	101	5	69
	3月以上6月未满	2	34	2	73	3	133	4	101	5	69
	6月以上9月未满	2	35	2	75	3	133	4	101	5	69
	9月以上12月未满	2	36	2	77	3	133	4	101	5	69
	12月以上	2	37	2	82	3	133	4	101	5	69
21	3月未满	2	37	2	82	3	133	4	101	5	69
	3月以上6月未满	2	38	2	85	3	133	4	101	5	69
	6月以上9月未满	2	39	2	88	3	133	4	101	5	69
	9月以上12月未满	2	40	2	91	3	133	4	101	5	69
	12月以上	2	41	2	97	3	133	4	101	5	69
22	3月未满	2	41	2	97	3	133	4	101	5	69
	3月以上6月未满	2	42	2	101	3	133	4	101	5	69
	6月以上9月未满	2	43	2	105	3	133	4	101	5	69
	9月以上12月未满	2	44	2	109	3	133	4	101	5	69
	12月以上	2	45	2	114	3	133	4	101	5	69
23	3月未满	2	45	2	114	3	133	4	101	5	69
	3月以上6月未满	2	46	2	118	3	133	4	101	5	69
	6月以上9月未满	2	47	2	122	3	133	4	101	5	69
	9月以上12月未满	2	48	2	126	3	133	4	101	5	69
	12月以上	2	49	2	132	3	133	4	101	5	69
24	3月未满	2	49	2	132	3	133	4	101	5	69
	3月以上6月未满	2	50	2	134	3	133	4	101	5	69
	6月以上9月未满	2	51	2	135	3	133	4	101	5	69
	9月以上12月未满	2	52	2	136	3	133	4	101	5	69
	12月以上	2	53	2	137	3	133	4	101	5	69
25	3月未满	2	53	2	137	3	133	4	101		
	3月以上6月未满	2	54	2	137	3	133	4	101		
	6月以上9月未满	2	55	2	137	3	133	4	101		

	9月以上12月未満	2	56	2	137	3	133	4	101		
	12月以上	2	57	2	137	3	133	4	101		
26	3月未満	2	57	2	137	3	133	4	101		
	3月以上6月未満	2	58	2	137	3	133	4	101		
	6月以上9月未満	2	59	2	137	3	133	4	101		
	9月以上12月未満	2	60	2	137	3	133	4	101		
	12月以上	2	61	2	137	3	133	4	101		
27	3月未満	2	61	2	137	3	133	4	101		
	3月以上6月未満	2	62	2	137	3	133	4	101		
	6月以上9月未満	2	63	2	137	3	133	4	101		
	9月以上12月未満	2	64	2	137	3	133	4	101		
	12月以上	2	65	2	137	3	133	4	101		
28	3月未満	2	65	2	137	3	133	4	101		
	3月以上6月未満	2	66	2	137	3	133	4	101		
	6月以上9月未満	2	67	2	137	3	133	4	101		
	9月以上12月未満	2	68	2	137	3	133	4	101		
	12月以上	2	69	2	137	3	133	4	101		
29	3月未満	2	69	2	137	3	133	4	101		
	3月以上6月未満	2	70	2	137	3	133	4	101		
	6月以上9月未満	2	71	2	137	3	133	4	101		
	9月以上12月未満	2	72	2	137	3	133	4	101		
	12月以上	2	73	2	137	3	133	4	101		
30	3月未満	2	73			3	133	4	101		
	3月以上6月未満	2	74			3	133	4	101		
	6月以上9月未満	2	75			3	133	4	101		
	9月以上12月未満	2	76			3	133	4	101		
	12月以上	2	77			3	133	4	101		
31	3月未満					3	133				
	3月以上6月未満					3	133				
	6月以上9月未満					3	133				
	9月以上12月未満					3	133				
	12月以上					3	133				

別表第１（第６条関係）

事　務　職　給　料　表

職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級
号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100

39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	

83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					

別表第２（第６条関係）

技　能　職　給　料　表

職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600

39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
70	213,300	253,100	282,500	311,300	
71	213,600	253,500	283,300	311,800	
72	214,000	253,900	284,000	312,300	
73	214,200	254,100	284,800	312,600	
74	214,600	254,500	285,500	313,100	
75	215,100	255,000	286,300	313,600	
76	215,700	255,500	287,100	314,000	
77	215,900	255,800	287,700	314,200	
78	216,600	256,200	288,200	314,500	
79	217,100	256,700	288,700	314,800	
80	217,600	257,200	289,100	315,100	
81	218,300	257,500	289,500	315,400	
82	218,600	257,800	289,900	315,700	

83	219,200	258,100	290,400	316,000	
84	219,900	258,400	290,900	316,300	
85	220,500	258,600	291,300	316,500	
86	220,900	258,800	291,900	316,900	
87	221,300	259,100	292,500	317,200	
88	222,000	259,400	293,100	317,400	
89	222,500	259,600	293,400	317,600	
90	223,000	259,800	293,900	317,900	
91	223,500	260,200	294,400	318,200	
92	223,900	260,400	294,800	318,500	
93	224,300	260,700	295,200	318,700	
94	224,700	261,100	295,700	319,000	
95	225,100	261,400	296,200	319,300	
96	225,400	261,700	296,700	319,500	
97	225,700	261,900	297,000	319,700	
98	226,200	262,200	297,400	320,000	
99	226,700	262,400	297,900	320,300	
100	227,200	262,700	298,400	320,500	
101	227,600	263,000	298,800	320,700	
102	228,100	263,200	299,200		
103	228,700	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		

127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

別表第３（第７条関係）

１　事務職給料表等級別基準職務表

職務の級	職　務　の　内　容
１級	主事又は技師の職務
２級	主幹の職務
３級	主任又は主幹の職務
４級	１　事務局次長の職務 ２　所長の職務 ３　所長補佐、係長又は主査の職務
５級	事務局長の職務
６級	参事の職務
７級	参事の職務

２　技能職給料表等級別基準職務表

職務の級	職　務　の　内　容
１級	技術員の職務
２級	技術員の職務
３級	技術員の職務
４級	主任の職務
５級	主任の職務

別表第４（第８条関係）

初任給基準表

職　　種	学歴免許等	初　任　給
事務及び技術職員	大　学　卒	１級２９号給
	短　大　卒	１級１０号給
	高　校　卒	１級１号給
技　能　職　員	高　校　卒	１級１３号給
	中　学　卒	１級５号給

備考　職種欄の各区分は、その区分に応じ、次の各号に掲げる者に適用する。

（１）事務及び技術職員　事務給料表の適用を受ける職員

（２）技能職員　技能職給料表の適用を受ける職員で、技術員及び技術員の業務に準ずる技能的業務に従事する者

別表第５（第２０条の４関係）

勤勉手当期間率

勤　務　期　間	割　　合
６箇月	１００分の１００
５箇月１５日以上６箇月未満	１００分の９５
５箇月以上５箇月１５日未満	１００分の９０
４箇月１５日以上５箇月未満	１００分の８０
４箇月以上４箇月１５日未満	１００分の７０
３箇月１５日以上４箇月未満	１００分の６０
３箇月以上３箇月１５日未満	１００分の５０
２箇月１５日以上３箇月未満	１００分の４０
２箇月以上２箇月１５日未満	１００分の３０
１箇月１５日以上２箇月未満	１００分の２０
１箇月以上１箇月１５日未満	１００分の１５
１５日以上１箇月未満	１００分の１０
１５日未満	１００分の　５
零	零

別表第６（第２０条関係）

期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額に加算する割合等の区分表

給料表	職員		加算割合
	職務の級	職員の職制上の段階	
事務職給料表	７級に属する職員	参事	１００分の１５
	６級に属する職員	参事	１００分の１５
	５級に属する職員	事務局長	１００分の１５
	４級に属する職員	事務局次長、所長、所長補佐、係長、主査	１００分の１０
	３級に属する職員	主任、主幹	１００分の５
	２級に属する職員	主幹	１００分の５
技能労務職給料表	５級に属する職員	主任	１００分の５
	４級に属する職員	主任	１００分の５
	３級に属する職員	技術員	１００分の５

（注）技能労務職給料表中３級に属する職員については、それぞれの基準日現在勤続１５年以上の者に限る。

別表第７（第１８条の２関係）

区分 部局	支給範囲		手当の額
本部	７級	参事	１０，０００円
	６級	参事	８，０００円
	５級	事務局長	６，０００円
	４級	事務局次長 係長 主査	４，０００円
管理事務所	４級	所長 所長補佐 係長 主査	４，０００円